

株式会社ハウスジーメン 建築物省エネルギー性能表示制度料金規程

(趣旨)

第 1 条 この建築物省エネルギー性能表示制度料金規程（以下「規程」という。）は、株式会社ハウスジーメン（以下「ジーメン」という。）が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係る評価料金)

第 2 条 新築および既存住宅における評価料金は、別表 1 に掲げる額とする。

(非住宅に係る料金)

第 3 条 新築および既存建築物における評価料金は、別表 2 に掲げる額とする。

(住宅・非住宅複合建築物に係る料金)

第 4 条 新築および既存建築物における評価料金は、別表 3 に掲げる額とする。

(料金の支払期日)

第 5 条 申請者が納付する料金の支払期日は、「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」（以下「約款」という。）第 4 条に規定する期日とする。

(料金の支払方法)

第 6 条 申請者は、別表 1 から 4 までに定める料金を約款第 5 条の支払方法により納入する。

(取り下げ・再発行料金)

第 7 条 申請者の事由により評価前に取り下げる場合又は誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行等を行った場合の料金は、5,500 円（税込）とする。

(料金の返還)

第 8 条 収納した料金は返還しない。ただし、ジーメンの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(料金の減額)

第 9 条 ジーメンは評価業務を効率的に実施できると判断した場合は料金を減額することができる。

(附則) この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

改訂：令和 3 年 7 月 1 日

別表 1 新築・既存住宅業務料金

(税込)

内容		料金
戸建住宅	単独審査	33,000 円
	審査利用 ※1	11,000 円
共同住宅	300m ² 未満	44,000 円+戸数×4,400 円
	300m ² 超～1,000 m ² 以下 (住戸のみ)	60,500 円+戸数×3,850 円
	300m ² 超～1,000 m ² 以下 (建築物全体)	121,000 円+戸数×3,850 円
	1,000m ² 超～2,000 m ² 以下 (住戸のみ)	93,500 円+戸数×3,300 円
	1,000m ² 超～2,000 m ² 以下 (建築物全体)	165,000 円+戸数×3,300 円

※1 審査利用とは、当社に設計住宅性能評価、長期優良住宅認定に係る技術的審査、低炭素建築物認定に係る技術的審査、またはフラット 35S 適合証明 (省エネルギー性) を申請している場合に限りです。

※2 変更申請料金は当初の評価料金の 1/2 とします。ただし当初の評価が審査利用であった場合で、BELS のみ変更申請を行うときは単独審査の評価料金の 1/2 とします。

※3 評価を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,500 円 (税込) とします。

別表 2 新築・既存建築物 (非住宅) 業務料金

(税込)

内容		標準入力法	モデル建築物法
非住宅	300m ² 未満	143,000 円	82,500 円
	300m ² 超～1,000 m ² 以下	198,000 円	110,000 円
	1,000m ² 超～2,000 m ² 以下	352,000 円	154,000 円
	2,000m ² 超～5,000 m ² 以下	418,000 円	220,000 円
	5,000m ² 超～10,000 m ² 以下	462,000 円	275,000 円
	10,000m ² 超～20,000 m ² 以下	506,000 円	330,000 円

※1 判定対象となる床面積が 100,000 m²を超える場合の料金は、別途見積とする。

※2 建物用途が複数の用途となる場合の料金は、別途見積とする。

※3 変更申請料金は当初の評価料金の 1/2 とします。

※4 評価を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,500 円 (税込) とします。

別表 3 住宅・非住宅複合建築物業務料金

評価料金については、別途見積もりとする。